

令和7年度 給与支払報告書の提出と特別徴収の実施について

令和6年10月

糸島市

給与支払者（事業者等）は、令和6年中に支払いが確定した給与について「給与支払報告書」を作成し、**給与所得者（従業員等）の令和7年1月1日現在の住所地の市区町村に提出**することが義務付けられています。

この「給与支払報告書」に基づいて、令和7年度の住民税（市民税と県民税、森林環境税）の税額計算及び特別徴収の手続きなどを行います。

正しくご記入のうえ、**令和7年1月31日（金）**までに必ず提出してください。

◆給与所得者は、特別徴収が原則です◆

	納める人	納付方法	対象者
特別徴収	給与支払者	毎月の給与から天引き	・給与所得者（下記の普通徴収対象者に該当しない人）
普通徴収	本人	納付書または登録口座振替	・不定期勤務等で毎月の住民税を徴収することができない人 ・退職（5月末までの予定を含む。）がわかっている人

普通徴収対象者がいる場合は、「普通徴収申請書」の提出が必要です。

◆給与支払報告書の記入にあたってのお願い◆

- 1 給与所得者、配偶者、扶養親族の**マイナンバー（個人番号）12桁を必ず記入**してください。
- 2 受給者の**氏名、フリガナ、生年月日**は正しいものを必ず記入してください。氏名の読み・濁音や姓の変更などに注意し、姓と名の間を一字分空けて、正しく記入してください。
注：姓に変更があった場合は、令和7年1月1日現在の姓を記入してください。
- 3 他事業所（前職分）または雇用形態変更前の給与を合算している場合は、個人別明細書摘要欄に必ず支払元と金額を記入してください。合算しているのに記入がなかった場合には、再提出の必要があります。
- 4 普通徴収の場合は、「普通徴収申請書」を併せて提出いただき、給与支払報告書の**摘要欄に必ず略号を記入**してください。

※eL TAXで普通徴収分の給与支払報告書を提出する場合は、**徴収区分を確実に入力**してください。

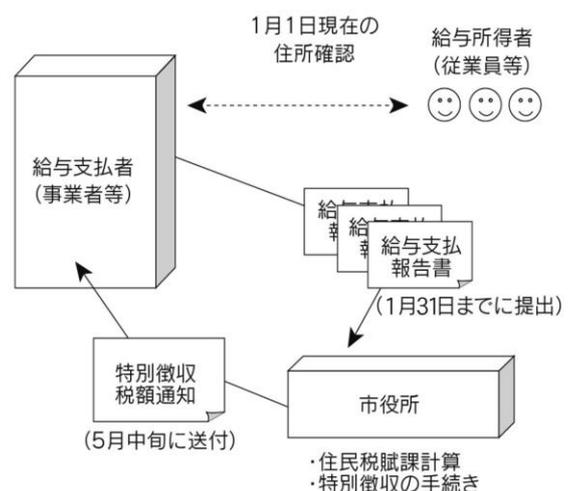
また、摘要欄に普通徴収とする理由の略号（該当要件A～F）を入力してください。

1 給与支払報告書の提出対象者

令和6年1月から12月までに給与等（俸給、給料歳費、賞与など）の支払いが確定した**令和7年1月1日現在、糸島市に住所地がある**給与所得者全員について、1人1枚提出してください。

※糸島市に従業員がない場合は提出不要です。

※給与支払額が2,000万円を超え、年末調整を行わない人及び個人で税務署に確定申告される人についても、必ず提出してください。（提出されないと、特別徴収の手続きを正しく行うことができません。）
※令和6年中に給与の支払いがあった場合は、**中途退職者やパート社員であっても必ず提出**してください。



①欄 給与所得者のマイナンバー（個人番号）12桁を記入してください。

②欄 令和7年1月1日現在の住所を本人に事前に確認のうえ、記入してください。
令和7年度の住民税は令和7年1月1日現在の住所地で課税されます。町名や地番、アパート名、部屋番号などは詳しく記入してください。住民票と異なる場合は事業所へ問い合わせることがあります。

③欄 電算処理を行いますので、氏名のフリガナはカタカナで必ず記入し、姓と名の間を一文字分空けてください。誤りがないよう確認をお願いします。

④欄 配偶者・扶養親族の対象人数などを記入してください。

用語の説明（令和元（平成31）年度から控除対象配偶者の定義が改正されました）

(1) (源泉) 控除対象配偶者

給与所得者（合計所得金額が900万円以下である人に限る）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である人

(2) 同一生計配偶者

給与所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である人

(3) 控除対象配偶者

同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である給与所得者の配偶者

(4) 老人控除対象配偶者

控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人（昭和30年1月1日以前生まれ）

(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数
有	従有		特定	老人		その他		特別		その他		
		千円	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
(A)		(B)	(C)	(D)	(E)	(F)		(G)	(H)	(I)	(J)	

(A) 配偶者控除の対象となる配偶者がいる場合は「有」に「○」

配偶者特別控除の対象となる配偶者の場合は「○」は不要

(A') 70歳以上（S30.1.1以前生まれ）の場合は、「老人」にも「○」

(B) 配偶者控除または配偶者特別控除の額

(C) 特定扶養親族（19歳以上23歳未満）の人数（H14.1.2以降～H18.1.1以前生まれの扶養親族）

(D) 老人扶養親族の内、本人または配偶者の直系尊属で同居している人数

(E) 老人扶養親族（70歳以上）全員の人数（S30.1.1以前生まれの扶養親族）

(F) 配偶者・特定・老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の人数

(G) 扶養親族で16歳未満（H21.1.2以降生まれ）の人数

(H) 特別障害者の内、給与受給者やその配偶者、生計を一にする親族のどなたかと同居している人数

(I) 同一生計配偶者または扶養親族である特別障害者の人数

(J) 同一生計配偶者または扶養親族である特別障害者以外の障害者の人数

⑤欄 次のような場合には、下記の事項を必ず記入してください。

◆他事業所（前職分）または雇用形態変更前の給与を合算している場合

- ・前職分/雇用形態変更前の事業所名
- ・支払金額
- ・社会保険料等の金額
- ・源泉徴収税額

◆年末調整が済んでいない場合

- ・「年末調整未了」と記入

◆租税条約に基づいて源泉所得税額の免除を受ける場合

- ・免税対象額を記入
- ・該当条項（○○条約○○条該当）を記入

◆5人目以降の扶養親族がいる場合

- 氏名の前に括弧書きの数字を付し、
- ・控除対象扶養親族の氏名を記入
- ・16歳未満の扶養親族の氏名を記入

◆普通徴収申請書の要件に該当する場合

- ・(A)～(F)の略号を記入

◆同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有し、その配偶者が障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する場合

- ・氏名を記入し、氏名の後に「同配」と記入

◆年末調整時に年調所得税額から控除する定額減税額（年調減税額）がある場合

- ・実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額○○円」と記入

- ・年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額は「控除外額○○円」と記入（控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」と記入）

⑥欄 住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合に記入してください。

年末調整で住宅借入金等特別控除の適用がある場合は、「控除適用数」「控除可能額」「居住開始年月日」と併せて、「控除区分（一般・認定住宅・特定増改築・東日本大震災）」も記入してください。

住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合は「(特)」を記入してください。

- ⑦欄 合計所得金額に応じた基礎控除の額を記入してください。
- ⑧欄 所得金額調整控除額を計算し、記入してください。
 国税庁が配布している「年末調整のしかた」参照
 給与収入が850万円を超える人で以下のいずれかに該当する人が対象です。
 ・特別障害者に該当する人 ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する人
 ・23歳未満の扶養親族を有する人
- ⑨欄 控除対象配偶者、または配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名、フリガナ、マイナンバー（個人番号）12桁を記入してください。
 【配偶者の合計所得】欄には、配偶者の令和6年中の合計所得金額（給与所得の場合は、給与所得控除後の金額）を記入してください。
 ※令和元（平成31）年度分からは、配偶者特別控除適用の際にもマイナンバー（個人番号）の記入が必要です。
- ⑩欄 控除対象扶養親族の氏名、フリガナ、マイナンバー（個人番号）12桁を記入してください。
 給与所得者本人が扶養している16歳以上の扶養親族の方が対象です。
 5人目以降の氏名は⑤欄に記入してください。
- ⑪欄 16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ、マイナンバー（個人番号）12桁を記入してください。住民税の課税計算において必要となります。
 給与所得者本人が扶養している16歳未満の扶養親族の方が対象です。
 5人目以降の氏名は⑤欄に記入してください。
- ⑫欄 控除対象扶養親族等のうち、5人目以降となる扶養親族の括弧書き数字及びマイナンバー（個人番号）12桁を記入してください。
 （例）⑤欄に（1）糸島 幸子と記入した場合
 【記入例】（1）777777777777
- ⑬欄 16歳未満の扶養親族のうち、5人目以降となる扶養親族の括弧書き数字及びマイナンバー（個人番号）12桁を記入してください。
- ⑭欄 本人に該当（令和6年12月31日現在）するところがあれば、○印を記入してください。
 【未成年者】 平成19年1月3日以降生まれの人
 【勤労学生】 令和6年中の合計所得金額が75万円以下で、その合計所得金額のうち給与所得以外の所得金額が10万円以下の学生・生徒
 【ひとり親】 令和6年中の合計所得金額が500万円以下のひとり親で、生計を一にする子どもがいる場合。
 【寡婦】 ひとり親に該当せず、夫と離婚し扶養親族がいて合計所得金額が500万円以下の場合、または夫と死別し合計所得金額が500万円以下の場合。離婚の場合は、扶養親族などがいなければ寡婦に該当しません。
- ⑮欄 令和6年の途中で就職、または退職された場合は、必ず「就職」「退職」欄のいずれかに○をつけ、その年月日を記入してください。前職分給与の合算の際に必要となります。
- ⑯欄 電算処理を行いますので、正しい生年月日を必ず記入してください。
- ⑰欄 給与支払者のマイナンバー（個人番号）12桁または法人番号13桁を記入してください。
 給与の支払者自身のマイナンバー（個人番号）または法人番号を記入する必要があります。
 個人事業主でマイナンバー（個人番号）を記入する場合は右詰め（左端を空白）で記入してください。

給与支払報告書と総括表の提出方法について

【総括表】

◇市区町村から総括表が送付されている事業所は…

各市区町村より送付された「総括表」を使用してください。

【糸島市の場合】

12月上旬までに総括表を送付します。そちらを利用してください。

一般の総括表を使用し、糸島市の総括表を使用されない場合でも必ず同封してください。

◇令和6年中に新設または上記以外の事業所は…

糸島市ホームページに総括表を掲載しておりますのでそちらを利用してください。

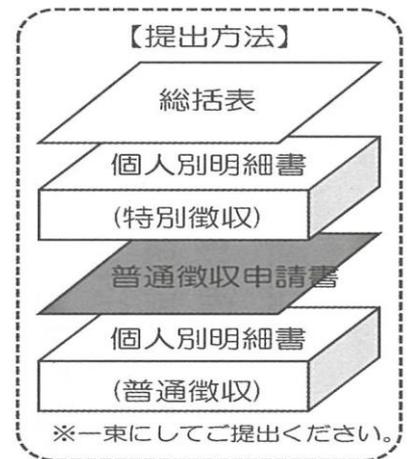
糸島市 総括表と検索（用意ができない場合は一般の総括表でも差し支えありません。）

【提出方法】

◇給与支払報告書は電算処理をしますので、特別徴収分と普通徴収分を「普通徴収申請書」で右図の通り区分して提出してください。

◇特別徴収ができない従業員がいる場合は、「普通徴収申請書」の提出が必要です。この提出がない場合は、特別徴収となります。また、給与支払報告書の摘要欄に略号（該当要件A～F）の記入をお願いします。

【並び順】



【総括表書き方】

7 給与支払報告書(総括表)		指定番号	
提出先: 糸島市長 令和7年 月 日 提出		00987654	
給与支払者の個人番号又は法人番号		前職分給与 (該当する方を○で囲む)	
フリガナ		糸島市への報告人員の中で「前職分・雇用形態の変更」を含んで年末調整をしている方がいますか。	
給与支払者の名称又は氏名		はい いいえ	
フリガナ		※「はい」の場合 その方の明細書の摘要欄に上記収入を記入してください。	
上記名称について 変更 (年月日) 誤り	同上	糸島市への報告人員	特別徴収 (給与天引)
同上の住所地			普通徴収 (個人納付)
上記住所地について 変更 (年月日) 誤り	(〒 -)		合計
関係書類の送付先 (上記の住所と異なる場合のみ)	(〒 -)		
糸島市からの問合せに対応される方の氏名・電話番号	氏名 浜ぼう かえで ☎(092)323-1111 内線()	税理士事務所 社労士事務所 その他	
特別徴収をする場合納入書が	不要	※○をされた場合は納入書は発送しません	

前年度の特別徴収義務者指定番号
糸島市での指定番号を記入。
新規提出で特別徴収する場合は「新規特別徴収」と記入。

前職分
糸島市の従業員の中で1人でも該当する場合は「はい」に「○」。
その場合、給与支払報告書摘要欄にも必ず記入。(3ページ⑥欄参照)

特別徴収欄

住民税、森林環境税を給与天引き

普通徴収欄

住民税、森林環境税を給与天引きでき

合計欄

上記合計人数(給与支払報告書の提出枚数と一致)

確認する場合がありますので、必ず記入。

特別徴収納入書が不要の場合記入。

4

給与支払報告書を提出した後に、退職や転勤があった場合

令和7年度の給与支払報告書を「特別徴収」で提出した後に、特別徴収予定者が退職や転勤などにより住民税を給与から天引きすることができなくなった場合は、速やかに「給与所得者異動届出書」を市区町村へ提出してください。提出された異動届出書に従って、普通徴収への切り替え、または新しい勤務先での特別徴収の手続きを行います。

◇令和6年度住民税を

- ①糸島市に納入している場合……糸島市に異動届出書を1通提出してください。
- ②他市区町村に納入している場合…他市区町村と糸島市に異動届出書を1通ずつ提出してください。
- ③特別徴収していない場合……令和7年度分の異動届出書を1通糸島市に提出してください。

- ※1 異動届出書を提出されないと、退職された人の令和7年度特別徴収の税額通知が、退職前の事業所等の特別徴収義務者に送付されますのでご注意ください。
- ※2 令和6年度の住民税が非課税で通知されている人につきましても、異動届出書を提出してください。
- ※3 転勤する人には、令和7年度の住民税を新しい勤務先で特別徴収するか確認してください。
引き続き特別徴収を希望する場合は異動届出書の「新しい勤務先」欄に必要事項を記入してください。

「給与所得者異動届出書」は、「令和6年度特別徴収のしおり」の中にある様式をコピーしてご利用ください。糸島市ホームページからもダウンロードできます。 **糸島市 給与所得者異動届出書**と検索

5 退職される人の「未徴収税額」について

令和7年1月1日から4月30日までの間に退職され、最後の給与や退職金などが令和6年度住民税、森林環境税の未徴収税額（残税額）を超える場合は、**最後の給与や退職金等から残税額を一括して徴収することが義務付けられています。（地方税法第321条の5第2項）**一括徴収ができない場合は、その理由を異動届出書に記入してください。

また、6月1日から12月31日までの間に退職する人については、本人の希望により一括して徴収することができます。できるだけ一括徴収していただきますようお願いいたします。

～eLTAXでの給与支払報告書の提出にご協力ください～

地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」を利用した、給与支払報告書のインターネットによる受付を行っています。

給与支払報告書提出の際にぜひご利用ください。

詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

エルタックス 検索

詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

スマートフォンからもご覧いただけます(※)

(※)利用届出等の手続き、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。

ご利用に際してのご不明な点等は「よくあるご質問」をご覧ください。

▶ <https://eltax.custhelp.com/>

【税務課固定資産税係からのお願い】

令和7年度 固定資産（償却資産）の申告について

固定資産税の対象となる償却資産（事業のために用いている資産）の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在にお持ちの償却資産を、その資産の所在する市区町村に申告する必要があります。

申告期限 令和7年1月31日（金）

期限間近には窓口が混雑いたしますので、1月17日（金）頃には申告書を提出いただきますようご協力をお願いします。詳しくは、糸島市税務課固定資産税係にお問い合わせください。

また、eLTAXを利用した電子申告による受付も行っております。 **連絡先 092-323-1111**